

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別紙「ウクライナ向け輸出水産食品の取扱要綱」新旧対比表（主な変更部分のみ抜粋）

改正後	改正前
<p>別紙 UA-S1</p> <p style="text-align: right;">（作成日）平成21年3月24日 （最終更新日）<u>令和2年5月11日</u></p> <p style="text-align: center;">ウクライナ向け輸出水産食品の取扱要綱</p> <p>1 （略）</p> <p>2 定義</p> <p>本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（7） （略）</p> <p>（8）輸出者：認定施設で最終加工又は最終保管されたウクライナ向け輸出水産食品を輸出しようとする者</p> <p>（9）証明書発行機関：農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）に<u>定める登録認定機関</u></p> <p>（10）<u>都道府県等衛生部局：都道府県、保健所設置市又は特別区における衛生主管部局</u></p> <p>（削る。）</p>	<p>別紙 UA-S1</p> <p style="text-align: right;">（作成日）平成21年3月24日 （最終更新日）<u>令和2年4月1日</u></p> <p style="text-align: center;">ウクライナ向け輸出水産食品の取扱要綱</p> <p>1 （略）</p> <p>2 定義</p> <p>本要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（7） （略）</p> <p>（8）輸出者：認定施設で最終加工若しくは最終保管又は<u>養殖</u>されたウクライナ向け輸出水産食品を輸出しようとする者</p> <p>（9）証明書発行機関：農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）に<u>基づく登録認定機関</u> <u>（新規）</u></p> <p>3 輸出手続の概要</p> <p>（1）<u>施設の認定</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ウクライナ向け輸出水産食品を最終加工（未加工品にあつては最終保管）する者（本要綱の要件が遵守されていることに責任を負う個人又は法人）は、4（1）のいずれかに適合することを証する書類を添付して、証明書発行機関あてに認定申請を行う。証明書発行機関は、当該申請が認定施設の要件に適合することを確認（必要に応じて食品監視安全課、畜水産</u></p>

3 施設の認定手続等

(1) 認定施設の要件

認定施設の要件は次のいずれかに該当する施設とする。

ア・イ (略)

(削る。)

ウ (略)

エ (略)

オ (略)

(2) ウクライナ向け輸出水産食品の施設認定手続

ア 施設認定を受けようとする者は、別紙様式1の申請書を、(1)の要件を確認するために必要な書類((1)のア及びイにあっては、営業許可証又は届出書の写し等)を添付し、証明書発行機関宛て提出すること。

イ (略)

ウ 「認定番号」は、施設ごとにUKに続けて、上2桁は証明書発行機関番号、2桁目以降に当該施設の番号を0001から付すこと(例:UK〇〇0001)。また、当該施設が保管施設(「食品の冷凍又は冷蔵業」等)の場合にはCS(CoId

安全管理課及び加工流通課が当該確認を行う。)した上で認定し、認定申請書を加工流通課に送付し、する。食品監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課が認定を行う加工流通課は、申請のあった認定施設を農林水産省ホームページに公表する。

(2) 証明書の発行手続

輸出者は、認定施設のウクライナ向け輸出水産食品について、5(2)の証明書の発行要件に適合することを証する書類を添付して、証明書発行機関あて証明書の発行申請を行う。証明書発行機関は当該申請が証明書発行要件に適合する場合は、輸出者に対して証明書を発行する。

3 施設の認定手続等

(1) 認定施設の要件

認定施設の要件は次のいずれかに該当する施設とする。

ア・イ (略)

ウ 食品衛生監視員による監視指導の結果、一定程度の衛生管理が実施されていることが食品衛生監視票等の書類で確認可能な施設(食品衛生監視票の場合は、採点成績が90点以上)

エ (略)

オ (略)

カ (略)

(2) ウクライナ向け輸出水産食品の施設認定手続

ア 施設認定を受けようとする者は、別紙様式1の申請書を、(1)の要件を確認するために必要な書類((1)のア及びイにあっては、営業許可証又は届出書の写し等、ウにあっては、食品衛生監視票の写し等)を添付し、証明書発行機関あて提出すること。

イ (略)

ウ 「認定番号」は、施設ごとにUKに続けて、上2桁は証明書発行機関番号、2桁目以降認定施設の番号を0001から付すこと(例:UK〇〇0001)。また、認定施設が保管施設(「食品の冷凍又は冷蔵業」等)の場

Storage facilities を意味するもの) を末尾に付す (例: UK○○0001CS)。加工施設の場合には末尾にアルファベットは付さない。

エ 加工流通課は、証明書発行機関による別紙様式2の報告の内容を確認の上、食品監視安全課、畜水産安全管理課及び証明書発行機関に当該施設を認定する旨を連絡する。連絡を受けた食品監視安全課は都道府県等衛生部局に、証明書発行機関は施設認定申請者にそれぞれその旨を連絡する。

オ (略)

(削る。)

(3) (略)

(4) 認定施設の定期確認

証明書発行機関は、認定施設責任者から少なくとも年1回又は証明書の発行を申請する際に、営業許可証又は届出書の写し等を提出等させることにより、(1)に規定する要件に適合していることを確認する。

(5) 認定の取消し等

ア 食品監視安全課、畜水産安全管理課、加工流通課及び登録認定機関は、以下のいずれかに該当する場合は、認定施設の取消しを行うことができる。

① (4)の定期確認の結果等により、(1)の要件に適合しなくなったと認める場合において、認定施設責任者に対し、これを改善すべきことを求め、かつ、その求めによってもなお改善されないとき。

② 認定施設が不正な手続により認定を受けたものであることが判明したとき。

③ 認定施設責任者と輸出者が同一である場合、その者が過去に不正な手続により証明書の交付を受けたことが判明したとき。

④ その他相当の理由があると認めるとき。

合にはCS (Cold Storage facilities を意味するもの) を末尾に付す (例: UK○○0001CS)。加工施設の場合には末尾にアルファベットは付さない。

エ 加工流通課は、証明書発行機関による別紙様式2の認定申請書に基づき、当該施設に認定番号を付与し、食品監視安全課及び畜水産安全管理課及び全ての証明書発行機関に当該施設を認定する旨を連絡する。連絡を受けた食品監視安全課は都道府県等衛生部局に、証明書発行機関は施設認定申請者にそれぞれその旨を連絡する。

オ (略)

カ 認定施設を所管する都道府県等衛生部局は、4(1)アからカまでの要件に該当する施設について、1年に1回以上認定要件の定期的な確認を行うこと。

(3) (略)

(新規)

(4) 認定の取消し等

食品監視安全課、畜水産安全管理課、加工流通課及び登録認定機関は、以下のいずれかに該当する場合は、認定施設の取消しを行うことができる。

ア 認定施設が(1)の要件に合致しなくなったことが判明したとき

イ 認定施設が不正な手続により認定されたものであることが判明したとき

ウ 認定施設責任者と輸出者が同一である場合、その者が過去に不正な手続により証明書の交付を受けたことが判明したとき

エ その他相当の理由があると認めるとき

イ 認定の取消しの連絡及び公表は、(2)イからオまでに準じて行う。

#### 4 証明書の発行

##### (1) 証明書の発行手続等

ア 輸出者は、ウクライナ向け輸出水産食品について、輸出を行うごとに、別紙様式5の申請書に次の書類を添付して、証明書発行機関宛て提出すること(③は申請時に提出できない場合には、証明書発行日までに証明書発行機関に提出すること)。なお、電子メール又は輸出入・港湾情報処理システム(本要綱において「NACCS」という。)による申請を行うときは、別添3によること。

①～④ (略)

⑤ 別紙様式8の官能検査等実施報告書

⑥・⑦ (略)

##### (2) 証明書の発行要件

証明書の発行は、次に掲げる要件全てを満たすものに対して行うものとする。

ア 3(1)の規定により認定された認定施設において最終加工又は最終保管されたものであること。

イ (略)

ウ 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号に規定する「内国貨物」であること。

##### (3) 証明書の発行

証明書発行機関は、上記(2)に適合すると判断された場合には、以下の点に留意しつつ別紙様式7の証明書に必要事項を記入の上、証明書原本に検査責任者が署名し、印章を押印した後に、原本を輸出者に速やかに発行するとともに、その写しを保存する。

ア 記載する用語については、基本的に英語記載とすること。

イ 「Reference number」については、証明書発行機関において独自に管理

認定の取消しの連絡及び公表は、(2)イからオまでに準じて手続を行う。

#### 5 証明書の発行

##### (1) 証明書の発行手続等

ア 輸出者は、ウクライナ向け輸出水産食品について、輸出を行うごとに、別紙様式5の申請書に次の書類を添付して、証明書発行機関宛て提出すること(③は申請時に提出できない場合には、証明書発行日までに証明書発行機関に提出すること)。なお、電子メール又は輸出入・港湾情報処理システム(本要綱において「NACCS」という。)による申請を行うときは、別添3によること。

①～④ (略)

⑤ 別紙様式8の官能検査等実施記録

⑥・⑦ (略)

##### (2) 証明書の発行要件

証明書の発行は、次に掲げる要件全てを満たすものに対して行うものとする。

ア 4(1)の規定により認定された認定施設において最終加工又は最終保管されたものであること

イ (略)

ウ 関税法(昭和29年法律第61号)第2条第1項第4号に規定する「内国貨物」であること

##### (3) 証明書の発行

証明書発行機関は、上記(2)に適合すると判断された場合には、以下の点に留意しつつ別紙様式7の証明書に必要事項を記入の上、証明書原本に検査責任者が署名し、印章を押印した後に、原本を輸出者に速やかに発行するとともに、その写しを保存する。

ア 記載する用語については、基本的に英語記載とすること

イ 「Reference number」については、証明書発行機関において独自に管

を行うこと。

ウ 証明書に使用する用紙については加工流通課の指示に従うこと。

(4) (略)

(5) 証明書発行の停止

証明書発行機関は、次のいずれかの場合に該当するときは、食品監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課と協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。

ア 提出書類の記載内容が虚偽又は不実であると認められる場合又はその疑いがあるとき。

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断されるとき。

ウ その他相当の理由があると認められるとき。

(6) (略)

## 5 その他

(1) (略)

(2) 違反した輸出水産食品等に対する対応

食品監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課は、ウクライナの獣医学上及び衛生学上の規則及び条件に違反した旨の連絡をウクライナ政府から受けるなど、ウクライナ向け輸出水産食品に問題が発生したときは、証明書発行機関に連絡するとともに、認定施設責任者及び輸出者に対し原因究明及び改善の指示、検査の強化等適切な措置を採るものとする

なお、食品監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課は、問題点の原因究明及び改善措置の状況から、問題点が改善されたと判断したときは、検査の強化等を解除することができる。

(別添1・別添2) (略)

理を行うこと

ウ 証明書に使用する用紙については加工流通課の指示に従うこと

(4) (略)

(5) 証明書発行の停止

証明書発行機関は、次のいずれかの場合に該当するときは、食品監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課と協議の上、当該輸出者に対する証明書の発行を停止することができる。

ア 提出書類の記載内容が虚偽又は不実であると認められる場合又はその疑いがあるとき

イ 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している輸出者からの申請であって、当該輸出者に証明書を交付した際に証明書の適正使用が確保されないと判断されるとき

ウ その他相当の理由があると認められるとき

(6) (略)

## 6 その他

(1) (略)

(2) 違反した輸出水産食品等に対する対応

食品監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課は、ウクライナの獣医学上及び衛生学上の規則及び条件に違反した旨の連絡をウクライナ政府から受けるなど、ウクライナ向け輸出水産食品に問題が発生したときは、認定施設責任者及び輸出者に対し原因究明及び改善の指示、検査の強化等適切な措置を採るものとする

なお、食品監視安全課、畜水産安全管理課及び加工流通課は、問題点の原因究明及び改善措置の状況から、問題点が改善されたと判断したときは、検査の強化等を解除することができる。

(別添1・別添2) (略)

(別添3)

電子メール又はNACCSによる証明書の発行申請手続

1 (略)

2 証明書の発行申請手続

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要綱に従い、電子メール又はNACCSを利用して、証明書の発行申請に必要な書類を証明書発行機関宛てに提出すること（その際、証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。

(1)・(2) (略)

(3) NACCSにより発行申請を行う場合にあって、証明書発行申請を提出する者が輸出者と異なる場合は、初回に輸出者が作成した委任状を添付すること。

(別添4) (略)

(別添5)

ウクライナ向け輸出水産食品の官能検査等の運用

ウクライナへ輸出される水産食品の衛生証明書の発行に当たっては、下記の手続を行うことにより、証明書発行機関による輸出の都度の官能検査を省略することができる。

1～4 (略)

(別紙様式1) (略)

(別紙様式2)

ウクライナ向け輸出水産食品施設認定（変更又は廃止）について

下記の施設について、ウクライナ向け輸出水産食品の取扱要綱に基づき申請が

(別添3)

電子メール又はNACCSによる証明書の発行申請手続

1 (略)

2 証明書の発行申請手続

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、本要綱に従い、電子メール又はNACCSを利用して、証明書の発行申請に必要な書類を証明書発行機関宛てに提出すること（その際、証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。

(1)・(2) (略)

(新規)

(別添4) (略)

(別添5)

ウクライナ向け輸出水産食品の官能検査等の運用

ウクライナへ輸出される水産食品の衛生証明書の発行に当たっては、下記の手続を行うことにより、証明書発行機関による輸出の都度の官能検査を省略することができる。

1～4 (略)

(別紙様式1) (略)

(別紙様式2)

ウクライナ向け輸出水産食品施設認定（変更又は廃止）申請書

ウクライナ向け輸出水産食品の取扱要綱に基づき、関係書類を添えて認定

あり、内容を審査し、適合施設を認定（変更又は廃止）したので、関係書類を添えて報告します。

（別紙様式3）

ウクライナ向け輸出水産食品認定施設変更申請書

ウクライナ向け輸出水産食品の取扱要綱に基づき、下記施設の認定事項の変更について、関係書類を添えて申請します。なお、変更後に施設の名称及び所在地を公表することを了承いたします。

（別紙様式4～別紙様式9） （略）

（変更又は廃止）申請します。

（別紙様式3）

ウクライナ向け輸出水産食品認定施設変更認定申請書

ウクライナ向け輸出水産食品の取扱要綱に基づき、下記施設の認定事項の変更について、関係書類を添えて申請します。なお、変更認定後に施設の名称及び所在地を公表することを了承いたします。

（別紙様式4～別紙様式9） （略）